

## 野洲市資料提供

提供年月日	平成30年4月27日
担当部課	健康福祉部 高齢福祉課 政策調整部 市民病院整備課
担当者	駒井(高齢)、吉川(病院整備)
連絡先電話番号	077-587-6074 (内2290)

### ○ 市立野洲病院開院後における野洲病院が実施する各介護保険関係事業のあり方及び同デイサービス事業の承継法人の内定について（報告）

#### 1. 趣旨

市は、市民病院の開設のために野洲病院の有用な医療機能を承継する方針です。現在、その実体である野洲病院の資産、負債、保有する医療情報等を包括的に承継するための準備を進めていますが、野洲病院が旧の篠原幼稚園舎で実施している4つの介護保険関係事業（※）については、医業の付帯事業のため包括的承継の対象には一旦せず、市民病院の患者サポート体制の向上や市全体や篠原地区の地域包括ケアシステムの向上等の視点で、その最適なあり方を、野洲病院のほか市内介護関係者の意見も聞きながら、別に調整・検討してきました。

このたび、各事業のあり方とデイサービス事業について一定具体的な内容が定まったため、以下のとおりそれぞれ整理して報告します。

（※）… 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、デイサービスの4事業

#### 2. 野洲病院が実施する4つの介護保険関係事業の市立野洲病院開院後におけるあり方

	事業	あり方	決定
1	訪問看護ステーション事業	「患者サポートセンター」の機能として市民病院事業で承継する。	市民病院の「事業実施計画」での既決事項
2	訪問リハビリテーション事業		
3	居宅介護支援事業		「野洲市病院事業における介護保険関係事業実施の考え方」において方針決定(H30年2月23日_庁議)
4	デイサービス事業(*)	御上会が主体となって事業を承継する法人を選定し事業を継続すべき。	

(\*) 具体的な内容として、御上会が公募し、事業承継法人として葦会（野洲市内：「野洲すみれ苑」）を内定（3月27日）。市は今後、同法人を対象に原契約の承継、変更、更改等について協議予定。

#### 3. 4つの介護保険関係事業のあり方決定と御上会によるデイサービス事業の承継法人内定まで経過

	時期	事項	内容	所管
1	H29年12月28日	市民病院の「事業実施計画」の策定	市民病院の付帯事業として、訪問看護ステーション事業と訪問リハビリテーション事業を実施する。	市

	時期	事項	内容	所管
2	H30年2月8日	「野洲市病院事業における介護保険関係事業実施の考え方」（市民病院整備課_素案）を「野洲市地域医療あり方検討会在宅療養部会」で提示	上記の訪問系2事業に加え、居宅介護支援事業所を市民病院事業で当面行うことと、デイサービス事業については別の民間法人へ承継されるべきとする考えを示す。異論なし。	市
3	H30年2月19日	「デイサービス『しのはら』事業の機能承継の方法について」御上会から市に手法等の妥当性の照会→市から回答	御上会により承継法人を公募・選考することの是非と、募集要項に盛り込む応募要件の妥当性等が市に照会される。  →市：特に問題ない旨回答	御上会 →市  市 →御上会
4	2月23日	「野洲市病院事業における介護保険関係事業実施の考え方」【別添①】を庁議決定	概ね2のような市民病院整備課素案の内容のとおり庁議決定	市
5	3月12日	公募開始	御上会がホームページに承継法人の募集要項【別添②】を掲載。並行して市内の主な医療法人、社会福祉法人等に募集要項を配布	御上会
6	3月14日	1者応募	1法人から応募。2法人から辞退届が提出。 応募した1法人、董会（野洲市内：「野洲すみれ苑」）にヒアリングし、選定する。	御上会
7	3月27日	御上会理事会にて内定	選定された董会を承継法人候補とすることを理事会で内定	御上会
8	3月28日	市への報告と依頼	承継法人候補内定の旨と、同法人を対象にした原契約の変更協議を市に依頼	御上会 →市

## 野洲市病院事業（「市立野洲病院」～「野洲市民病院」）における 介護保険関係事業実施の考え方

平成 30 年 2 月  
野 洲 市

### 1. 趣旨

平成 31 年 7 月に、現野洲病院は野洲市に資産等を包括的に承継し、同年 6 月末を以って運営法人である特定医療法人御上会は解散する計画となっている。これによって、病院事業（医療機能）については「市立野洲病院」、その後「野洲市民病院」に継承される予定である。

それに伴って、同院が運営している「野洲地域在宅医療支援センター」が行う訪問看護（含む訪問リハビリ）ステーション、居宅介護支援事業所、デイサービスセンターの、野洲市病院事業における実施の考え方について示すものである。

### 2. 野洲病院が実施する介護保険関係事業の概要等

#### (1) 概要

- ① 施設名称：野洲地域在宅医療支援センター
- ② 場所：野洲市大篠原 951 番地
- ③ 開設年月：平成 24 年 4 月
- ④ 施設使用：旧篠原幼稚園舎を市から有償により貸借（～平成 33 年 3 月）

#### (2) サービスの概要・実績

##### ① 「野洲病院訪問看護ステーション」（含む訪問リハビリ）

- 病院が運営するステーションとして、急性期を脱した直後等のケースに対応できる機能を有している。
- 利用状況

年度／項目	利用者数	利用回数
H26	1,362	7,971
H27	1,114	6,652
H28	1,056	6,161

- 職員数  
看護師 6、リハスタッフ 5

##### ② 「デイサービスしのはら」

- 定員 30 人、特浴設備（ストレッチャー対応）、リハビリ実施
- 篠原地域の住民の期待と要請を受けて開設した。市が施設を貸与している
- 利用状況

年度／項目	利用者数	利用回数
H26	630	4,189
H27	777	5,161
H28	776	5,387

○ 職員数

介護職 7、看護師等 4、運転手 3

③「野洲病院居宅介護支援事業所」

○ 医療依存度の高い患者や終末期の患者のサポートを命題として、平成 12 年の介護保険制度施行時から野洲病院が運営してきた。

○ 利用状況

年度／項目	介護	介護予防
H26	1,307	66
H27	1,339	109
H28	1,379	116

○ 職員数 4 (内 3 主任ケアマネ)

3. 野洲市病院事業における介護保険関係事業実施の考え方

(1) 共通事項

- 市民病院整備事業の目的や理念にある「地域包括ケア」の推進、在宅療養支援、継続看護、多機能連携等に関して、市民・利用者の視点から促進又は維持できる方策であること。
- 継続的な利用者の心身に可能な限り負担や不安を与えない方策であること。
- 野洲市民病院は独立行政法人化により市から独立した法人による運営となるものの、民間事業者によるサービス提供の促進を過度に妨げることがない方策であること。
- 市民病院の財務運営に、少なくともマイナスを与えない方策であること。
- 地元地域の要望に可能な限り適う方策であること。
- 以上事項の優先度を、各サービスについて適宜考慮した具体的な方策であること。

(2) 個別手法

① 訪問看護ステーション（訪問リハビリ）

野洲病院において行われている病院との医療連携等の現状を承継していく必要があるとともに、今後、地域包括病床を有する病院が当該医療と一体的に実施することを診療報酬上で評価する方向にあることも考え、市民病院には訪問看護ス

テーション・訪問リハビリステーションを設置する。

ただし、民間のステーションの運営に配慮し、市民病院を主治医療機関とする患者を主なサービス対象と見込み、サービス提供量が市内の同サービスの総量の伸びを大きく上回らないよう留意する。

## ② 居宅介護支援事業所

移行後、市民病院が行う居宅介護支援事業所（地域包括支援センターの業務の一部を受託する計画）として全体の調整機能等を担うべきことや、野洲病院において行われている医療と連携した医療依存度の高い患者や終末期の患者のサポートの取組等の現状を継続していく必要があること、また、利用者の視点からも現のケアマネジメントを継続させることが一定重要であることを考え、野洲市病院事業において居宅介護支援事業を継承、当面実施するものとする。

ただし、市内における民間事業所の状況に鑑み、所掌するケース量が市内の該当ケースの総量の伸びを大きく上回らないよう留意するとともに、情勢に応じたあり方を常に検討課題としながら運営するものとする。

## ③ デイサービスセンター

市内における事業所の状況や市民病院との連携の必要性の観点からは、市民病院事業において実施する必然性は認められない。しかし有している施設機能、地元地域における存続ニーズ、さらに施設所有者として開設時から市が関与してきた経過を考えると、政策的な観点から、このデイサービスセンターの一定の機能が維持される必要はあるものと認識する。このため、第一義的には、現の事業主体である御上会野洲病院から他の事業者へ、この施設におけるサービスが円滑に継承されることが望ましいと考える。

市は、御上会による具体的な継承方法の検討に、施設所有者及び御上会の支援を行っている者として関与する中で、介護職等必要人材の継続的確保に向けた対策を講じるよう努めるものとする。

【別添②】

デイサービスセンターしのはら

後継事業者候補法人 募集要項

平成30年3月

特定医療法人社団御上会野洲病院

## I はじめに

### 1 はじめに

特定医療法人社団御上会（以下「御上会」という。）は、平成31年6月を以って野洲病院の機能を野洲市病院事業に承継し、法人として解散する計画です。

これにより、御上会が野洲病院の付帯事業として運営してきた「野洲地域在宅医療支援センター」における訪問看護ステーション、訪問リハビリステーション、居宅介護支援事業及びデイサービスセンターの各事業のうち、前3者については市の病院事業へ譲渡する計画としています。

そしてデイサービスセンター事業については、施設所有者である野洲市がその政策的な判断からこのデイサービスセンターの一定機能を維持するべきとされた上で、御上会から他の事業者へ承継すべきとする考え方が提示されました。

このことを踏まえ、現事業主体である御上会として、利用者視点からこのデイサービスセンターを後継する新たな事業者（以下「後継事業者」という。）に最適と認め得る候補法人を募集し、選定後、野洲市と御上会の間で締結した賃貸借契約（以下「原契約」という。）（資料1）の承継（変更必要事項は合意により変更。以下同じ。）に向けた協議を、野洲市を含めた3者で行う予定です。

## II 施設等の概要

### 1 デイサービスセンターがある施設等の概要

対象とするデイサービスセンター及び同センターがある「野洲地域在宅医療支援センター」の施設概要は次のとおりです。

- (1) 名称 デイサービス「しのはら」
- (2) 所在地 野洲市大篠原951 番地
- (3) 開所時期 平成24年5月
- (4) 敷地全体面積 2,320.19 m<sup>2</sup>（建築面積\*含む）
- (5) 延床面積/建築面積 478.41 m<sup>2</sup>/553.41m<sup>2</sup>\*（いずれも増築部分を含む）
- (6) 建物構造 鉄骨造平屋建
- (7) 主な設備 食堂、配膳室、洗濯室、機能訓練室、静養室、事務室、浴室・特浴室
- (8) 配置等 別添各図面参照（資料3）

※ 本施設は、野洲市の普通財産で、御上会が旧の幼稚園舎をデイサービスセンターに改修等したものです。

## 2 デイサービスセンター利用時間・利用定員（御上会による現状）

御上会による現在の運営状況は、次のとおりです。

- (1) デイサービス利用時間 午前9時20分から午後4時30分まで
- (2) デイサービス実施曜日 月曜日～金曜日（祝日も実施）
- (3) 定員 30人
- (4) 職員数 介護職 7、看護師・セラピスト等 4、運転手 3

## 3 現在までの利用実績等

- (1) 御上会による現在のデイサービスの種類は、次のとおりです。

通所介護、介護予防通所介護、総合事業第1号介護予防通所サービス

- (2) 利用実績

御上会による過去3年間の実績は、次のとおりです。

年度/項目	利用者数(人)	利用回数(回)	開所日数(日)	日平均(人/日)
利26	630	4,189	257	16.3
H27	777	5,161	259	19.9
H28	776	5,387	257	21.0

- (3) 利用料収入実績

御上会による過去3年間の実績は、次のとおりです。

年度/項目	介護報酬(円)	利用者負担金(円)	利用者等利用料(円)
H26	39,695,693	4,554,552	2,811,042
H27	46,745,423	5,710,797	3,476,566
H28	46,541,094	6,070,276	3,642,870

### Ⅲ 募集の内容

#### 1 募集の内容

御上会の解散後に、これまでの御上会の運営による基本的な機能・規模を維持しながら、このデイサービスセンターの後継事業者となる候補法人を募集・選定するものです。選定後、原契約の承継に向けた協議を、野洲市を含めた3者で行う予定です。

#### 2 事業実施期間

原契約に基づき、平成31年4月1日から平成33年3月31日。その期間中の施設管理等が適正であれば、その後の更新について野洲市と協議することになります。

#### 3 実施事業の内容

これまでの御上会の運営による当デイサービスセンターの基本的な機能・規模を維持するため、前Ⅱの2の(1)～(3)及び3の(1)に記した内容を参酌して、デイサービスセンター事業を計画し、実施してください。

#### 4 野洲市から賃貸借を受けている物件

原契約において野洲市から借り受けている物件は次のとおりです。

##### (1) 土地

番号	所在地	面積 (㎡)	備 考
①	野洲市大篠原951の一部	2320.19	別添「物件図」 (資料2)
②	野洲市大篠原951-1の一部		
③	野洲市大篠原4025		
④	野洲市大篠原4026の一部		
⑤	野洲市大篠原4027の一部		
⑥	野洲市大篠原4058の一部		

##### (2) 建物

番号	床面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	備 考
①	108.00	108.00	別添「物件図」 (資料2)
②	125.78	125.78	
③	49.5	49.5	
④	4.00	4.00	
⑤	104.00	104.00	
⑥	11.39	11.39	
⑦	22.58	22.58	

物件番号	床面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	備 考	
a	--	7.76	算定外	
b	--	34.74	算定外	
c	--	32.50	算定外	
計	425.25	500.26		

## 5 年度別貸付料

原契約に基づいて野洲市に支払っている貸付料は、野洲市普通財産の貸付料に関する要綱（資料3）第2条の規定に基づく額として年度毎に次のとおりです。後継事業者が支払う額は、同要綱第3条及びのの規定に基づき、後の野洲市との賃貸借契約の承継協議の中で再決定される予定です。

年度	貸付料（年額）（円）
平成24年度	4,733,966
平成25年度	4,647,178
平成26年度	4,560,389
平成27年度	4,473,598
平成28年度	4,386,809
平成29年度	4,300,020
平成30年度	4,213,232
平成31年度	4,126,442
平成32年度	4,039,653
平成33年度	3,952,864

## 6 施設管理業務の内容

前記3の実施事業を適正に行うためには、当該事業に供する当該土地及び施設等（原契約において野洲市から借り受けたもの（前記4）のほか、それ以後に御上会において修繕、改良、増築した建物（\*下表）、整備、購入等した設備、備品、機器、器具、什器等で、御上会から事業者が無償譲渡（原則、一部有償）（別添「（御上会）譲渡予定物件一覧」）を受けたものを含みます。）の適正な維持管理のほか、必要に応じて後継事業者が新たに修繕、改良、増築、整備、購入等（以下「修繕等」という。）することも必要です。それらの費用等の負担区分については、具体的には後の野洲市との賃貸借契約の承継協議の中で締結されますが、原契約に基づいて後継事業者の負担として、次のようなものが想定されます。

(1) 施設等の維持管理費等

- ① 施設等の適正管理に必要な点検及び日常メンテナンスの実施及び費用の負担
- ② 光熱水費、清掃費など施設等の管理運営に必要とされる一切費用の負担
- ③ 施設等賠償責任保険への加入費用の負担など

(2) 施設等の修繕等費用

- ① 施設等の修繕等に要する一切費用の負担。ただし、前記4(2)に掲げる建物の躯体、外壁、屋根等、構造に係る部分の老朽化による修繕は、野洲市の負担です。
- ② 事業の機能向上や経営合理化等のために、後継事業者の負担で建物について改良や増築を行うことは野洲市の許諾を経て可能ですが、当該改良や増築した部分の所有権その他の権利は野洲市に帰属します。

(3) 目的外利用、転貸の禁止

施設等は、デイサービスセンター事業の実施のためにのみ使用するべきもので、野洲市が許諾したものを除き、目的外に使用すること及び有償無償を問わず第三者に転貸することはできません。

(\*御上会において増築した建物)

番号	床面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	備考
⑧	3.37	3.37	別添「物件図」(資料2)
⑨	49.77	49.77	

IV 募集・選定等の方法

1 応募資格

このデイサービスセンターの後継事業者の候補に応募できるものは、次のすべてに該当する法人とします。

- (1) 野洲市内において、1つ以上の介護サービスを1年以上運営している社会福祉法人又は医療法人であること。
- (2) デイサービス事業についての熱意があり、利用者目線での適切なサービス運営に優れたノウハウを有している法人であること。
- (3) この施設機能を最大限活用し、施設の管理運営を効率的に行うことができる優れた経営ノウハウを有している法人であること。
- (4) 施設の管理運営を安定的に行う資金等経営力を有している法人であること。
- (5) 開設から一定年間は、開設時におけるサービス、職員の勤務内容及び雇用条件の変更を行わないことと、現デイサービスセンターしのはらの職員で勤務を希望するものを先行して選考することについて、遵守できる法人であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条6号に掲げる暴力団員又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者が当該団体の代表者、役員等をしている法人でないこと。

## 2 スケジュール

- (1) 応募書類提出期間 平成30年3月12日(月)～3月20日(火)
- (2) 選定会(応募者に対する質疑等)の開催 平成30年3月下旬
- (3) 候補者の決定 上記選定会後3開院日以内に通知
- (4) 誓約書の提出 上記通知後1週間以内

## 3 応募方法

下記の提出書類を、前記2(1)の応募期間内に、御上会野洲病院総務課まで持参してください。電話等での口頭による応募及びFAXでの応募はできません。

## 4 応募書類

提出すべき応募書類は次のとおりで、正本1部、副本2部(合計3部)とします。

- (1) 【様式1】応募申請書
  - (2) 【様式2】事業計画書
  - (3) 【様式3】このデイサービスセンターに関する収支計画書
  - (4) 応募法人の平成27、28年度の収支決算書及び事業報告書
  - (5) 【様式4】暴力団又は暴力団員でないこと等に関する表明・確約書
  - (6) 法人設立趣旨、現行事業内容のパンフレット等応募法人の概要が分かる資料
- ※ 提出書類は、軽微なものを除き、提出後の修正や差し替えはできません。

## 5 選定会の方法等

候補法人の選定を公平かつ適正に実施するため、御上会職員及び施設所有者である野洲市職員で構成する選定会を開催します。選定会では、応募された法人に出席いただき質疑等を行った後、評点等を行います。御上会はその会でまとめた意見を参考に候補法人を選定し、選定会の日から3開院日以内に当該法人に通知します。

## 6 誓約書の提出

選定を受けた候補法人は、上記通知の日から1週間以内に、次の旨について、御上会に宛てて誓約書を提出するものとします。

「野洲市と御上会の間で締結した賃貸借契約の承継（変更必要事項は合意により変更）をめざし、今後誠意を持って協議することを誓約する。」

#### V 参考資料一覧

資料1 原契約書（写）

※資料省略

資料2 物件図

資料3 配置図

資料4 （御上会）譲渡予定物件一覧

資料5 野洲市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例

資料6 野洲市普通財産の貸付料に関する要綱

<問い合わせ先>

〒520-2331

野洲市小篠原1094番地

特定医療法人社団御上会野洲病院（総務課）

電話番号：077-587-5528

FAX番号：077-587-5004

電子メール：www.yasu-hp.jp

開院時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時00分